

南あわじ市パートナーシップ宣誓制度実施要綱

令和6年3月19日

告示第15号

(趣旨)

第1条 この告示は、性的指向及び性自認に関わらず誰もが人権を尊重され、自己実現を図り、自分らしく生き生きと暮らすことができる社会の実現に向けて、パートナーシップの宣誓に係る取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的マイノリティ 性的指向が異性愛のみでない者又は性自認が出生時の性別と一致しない者をいう。
- (2) パートナーシップ 一方又は双方が性的マイノリティである二人の者が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において、相互に協力し合い支え合うことを約束した関係をいう。
- (3) 宣誓 パートナーシップを形成しようとする2人が、互いのパートナーであることを市長に対し誓うことをいう。

(宣誓の要件)

第3条 宣誓をすることができる者の要件は、一方又は双方が性的マイノリティであつて、次の各号のいずれにも該当する者であることとする。

- (1) 双方が宣誓の日において、民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 一方又は双方が本市に住所を有していること又は宣誓後1箇月以内に本市への転入を予定していること。
- (3) 双方に配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の関係にある者を含む。）がないこと。
- (4) 双方が宣誓をしようとする相手の他にパートナーシップの関係にある者がいないこと。

- (5) 双方が近親者（直系血族又は三親等内の傍系血族若しくは直系姻族の關係（双方が養子と養親の關係にある場合を除く。）をいう。）でないこと。

（宣誓の方法）

第4条 宣誓をしようとする者は、パートナーシップ宣誓書（以下「宣誓書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 宣誓日前3箇月以内に発行された住民票の写し等又は本市への転入を予定していることが確認できる書類
- (2) 宣誓日前3箇月以内に発行された戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）又は前条第3号に規定する要件を満たしていることが確認できる書類（宣誓しようとする者の一方又は双方が外国籍を有する場合に限る。）
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定により宣誓を行った双方が本市の住民基本台帳に記録されていない場合は、宣誓後1箇月以内に本市に転入後の住民票の写し又は住民票記載事項証明書を市長に提出するものとする。

3 市長は、宣誓をしようとする者に対し、本人であることを確認するため次の各号に掲げる書類（有効期限内のものに限る。）のいずれかの提示を求めるものとする。

- (1) 個人番号カード
- (2) 旅券
- (3) 運転免許証
- (4) その他官公署が発行した自己の顔写真が貼付された免許証、許可証又は資格証等であつて、市長が適当と認める書類

4 宣誓をしようとする者は、職員の面前において、宣誓書に自ら署名するものとする。ただし、自ら署名することができないと市長が認めるときは、代筆させることができる。

（通称名の使用）

第5条 市長が特に理由があると認めるときは、宣誓書及び確認書（以下「宣誓書等」という。）に、氏名と併せて、通称名（社会生活上日常的に使用している呼称をいう。以下同じ。）を記載することができる。

（受領証の交付等）

第6条 市長は、宣誓書等を提出した者（以下「宣誓者」という。）が第3条に規定する要件を満たしていると認めたときは、パートナーシップ宣誓書受領証（以下「受領証」という。）を双方の立会いの下、交付するものとする。ただし、当該宣誓者双方の立会いが困難であると市長が認めるときは、市長が別に定める方法により受領証の交付を行うことができる。

2 通称名を宣誓書等に記載したときは、受領証に通称名を記載することができる。

3 市長は、宣誓をした者双方が第3条第2号に規定する本市への転入を予定している者に該当する場合は、パートナーシップ宣誓受付票（以下「宣誓受付票」という。）を交付するものとする。

4 宣誓受付票の交付を受けた者は、宣誓日から1箇月以内に市内に転入したことを証明する書類を転入後14日以内に市長に提出しなければならない。

5 前項に規定する提出をしなかったときは、宣誓の要件を欠くものとして取り扱い、宣誓受付票は、その効力を失う。この場合において、市長は、宣誓をした者から提出された宣誓書及び添付資料を本人に返還するものとする。

6 市長は、宣誓者のいずれか一方が本市の住民基本台帳に記録されていることを確認できたときは、当該宣誓者から宣誓受付票を返還させ、受領証を交付するものとする。

（受領証の再交付）

第7条 宣誓者は、受領証を紛失し、又は著しく毀損し、若しくは汚損したときは、パートナーシップ宣誓書受領証再交付申請書（以下「再交付申請書」という。）により、受領証の再交付を申請することができる。

2 市長は、前項の規定により再交付申請書の提出を受けたときは、受領証を再交付するものとする。

（パートナーシップの宣誓内容の変更）

第8条 宣誓者は、宣誓書に記載した内容に変更が生じたときは、速やかにパートナーシップ宣誓内容変更届（以下「変更届」という。）に変更の内容が確認できる書類を添えて、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により氏名又は通称名に係る変更届を受け付けたときは、その内容を確認し、変更後の内容を記した受領証を変更前の受領証と引

換えに発行するものとする。

(受領証の返還)

第9条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証返還届を提出し、受領証を市長に返還しなければならない。ただし、紛失その他の事情により添付が困難であると市長が認める場合は、この限りでない。

- (1) パートナーシップが解消されたとき。
- (2) 第3条各号(同条第1号を除く。)に掲げる要件に該当しなくなったとき。
- (3) 宣誓の時点において、宣誓内容に虚偽の事実が判明したとき。

2 宣誓者は、一方が死亡した場合には、受領証を市長に返還することができる。

3 宣誓者は、第10条に規定する加入自治体の市区町村へ転出したときは、転入先の市区町村長に受領証を返還するものとする。

(他の自治体と連携を図る場合の取扱い)

第10条 パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク規約に加入している自治体(以下「加入自治体」という。)において、パートナーシップ宣誓に係る宣誓書受領証等の交付を受けている者が、加入自治体間で住所の異動をし、異動後も引き続きパートナーシップの継続を希望するときは、パートナーシップ宣誓申告書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 転出地である加入自治体が交付した受領証等
- (2) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書(申告日以前3箇月以内に発行されたものに限る。)
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 第4条第3項の規定は、前項の場合について準用する。

3 市長は、第1項の規定による申告書の提出があった場合、遅滞なく転出地である加入自治体の市区町村長に通知しなければならない。

(個人情報の取扱い)

第11条 市長は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び南あわじ市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年南あわじ市条例

第 38 号)の規定に基づき、宣誓者等の個人情報を適正に管理するものとする。

(その他)

第 12 条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。